

施設基準にかかる掲示事項

・ 外来腫瘍化学療法診療料1に関する事項について

当院では、専任の医師、看護師又は薬剤師を院内に常時1名以上配置し、本診療料を算定している患者さんから電話等による緊急の相談等に対して24時間対応できる連絡体制を整えております。

また、患者さんの状態に応じて急変時等の緊急時には、緊急入院ができる体制を整えております。

化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性について、がん化学療法レジメン検討委員会で評価・承認を実施しております。

・ 外来腫瘍化学療法診療料1 注8連携充実体制加算に関する事項について

他の医療機関及び保険薬局からのレジメンに関する照会や患者さんの状況に関する相談及び情報提供等に応じる体制を整えております。

また、当院で実施される化学療法のレジメン（治療内容）については、[ホームページ](#)をご確認ください。